

平成28年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成28年12月7日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|----|--------|-------------|
| No. 1 | 7番 | 藤田節夫君 | (P 13～P 31) |
| No. 2 | 9番 | 秋山和男君 | (P 32～P 41) |
| No. 3 | 6番 | 南館かつえ君 | (P 42～P 47) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	近藤伸男君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	菅野一君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	参事兼 農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	伊藤秀雄君	農業委員会 事務局長	若林哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 本日の会議には、村長、副村長、教育長及び担当課長が出席しております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第1、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇7番 藤田節夫君

1. デマンド型乗り合いタクシーの導入について
2. 子育て支援について

○7番（藤田節夫君） おはようございます。7番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、デマンド型乗り合いタクシーの導入について伺います。

私は、これまでこの問題につきましては何度もこの議場で一般質問をしてきました。団塊の世代が高齢化を迎え、高齢化率も急速に進んできております。このような中、高齢者ドライバーによる事故が連日のように報道され、子どもたちを含め多くの人がある犠牲になっております。高齢者の免許証の自主返還を促していますが、それだけでは問題の解決にはなりません。買い物をするにも、病院に行くにも、社会参加するにも、車がなければ生活ができないことは現実であります。

このような状況の中で、運転免許証を返納した人たちの生活の足を確保するために、自動車運転にかわる移動手段の確保がどの自治体でも喫緊の課題となっております。ある自治体では、免許証を返納した人に対して年間14万円のタクシー券を配るなどの対策をしている自治体も出てきております。現在、全国の自治体で進められてきている交通対策は、デマンド型乗り合いタクシーの導入が主流となってきています。特に、地方交通の交通システムとして、高齢者はもとより障害者や学生など交通弱者にとっても大変喜ばれております。

近隣の自治体では、中島村では既に平成17年度から実施をしております。高校生の通学や幼稚園の送迎、乗り合いタクシーなどの事業内容で近隣の市町村への買い物や病院の通院、銀行や遊技など幅広く利用されております。料金も、村内200円、村外300円で、安価な利用料金で村民の足として定着してきています。利用状況も、平成17年当初から比べると、デマンドタクシーで約1,500件から3,000件に、

高校生が約6,000件から1万6,000件と利用件数が増えている状況と聞きました。村民からは、幅広く利用できて大変喜ばれております。

西郷村では、これまで何度か路線バスの見直しがやられてきておりますが、村民のニーズに合ったものとはなってきておりません。今回、国の長期ビジョンや総合戦略を踏まえ、人口減少の抑制と持続可能なまちづくりに向け、西郷村まち・ひと・しごと創生として総合戦略を策定していると思いますが、地方公共交通のあり方も検討課題になっております。

まずはじめの質問として、これまでの経過と今後の計画についてお伺いたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 7番藤田議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目といたしまして、地方創生の総合戦略として地域公共交通網形成計画の策定の経過ということでございます。おただしのように、この高齢化が進展する、あるいはお話のように事故があつてということがあつて、今後どのように進むのかということを見通しますと、おただしの点はそのとおりでと思います。そして、なおかつ車社会は進展する。

かつて、我々が仕事を始めるころは、自家用車は多分持てんだろうというふうに思っておりましたが、今や1人1台という様相を呈してきて、今後ともこの電気あるいは新たなエネルギーによるエコカーなるものもやっぱり普及していきだろうという予測がありますが、同時に免許が返上するような事態といったものもやっぱり出てきます。人間はだんだん年大さくなっていきますと感覚が鈍ってきたりしてということもありますし、かつ、運転免許を持たない人、今日は羽太小学校の皆さんがおいでですが、スクールバスがあつたりという、そういう対策もあつて、今般の質問の中ではやっぱり来るべき高齢化社会の弱者たるものをどうしていくんだらうという観点からのお話でございます。

村というか、役場の今の状況は、やはり現在の福島交通の路線バスあるいはひとり世帯とか介護タクシー、その他健康推進課でやっている保健センターから出ているバス、ああいったもの等がどのように今後組み合わせをしていくと、より望ましい形になっていくのかという観点から、平成27年度に地方創生総合戦略事業の一環として小さな拠点形成推進における地域公共交通網の構築事業ということが始まったわけでございます。

これまでは、バス利用者へのアンケートや無作為抽出による15歳以上の村民を対象としたアンケート調査、問題や課題の整理分析などを行っております。今年度は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費の補助を受けまして、学校や商業施設などの関係機関、交通事業者などへのヒアリングや住民ワークショップといったことを行っております。交通手段の利用状況や利活用できる資源の調査、意見聴取、バスやタクシーなどの交通事業者、東北運輸局、住民代表や学識経験者などから構成した地域公共交通協議会などの開催を行っているところでございます。

今後は、こうした調査結果や地域公共交通協議会における意見などを取りまとめ、

基本計画をつくっていききたいというふうに思っております。その中で、事業主体になるところ、あるいは新たな対応といったものがどういったことを、今コンサルタントの委託部分もありますので、そういった状況を照らし合わせて、そして交通の拠点あるいは目的地、そういったことの設定や軸となる交通拠点等についても、循環型バスや議員ご提言のようなことができるかどうか等について固めていきたいという状況にあるわけでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。

○7番（藤田節夫君） はっきりしたことが今の回答ではわからないんですけれども、今の担当課に直接お話を聞いてみると、コンサルタントに委託しているというような状況で、今年度はその委託して来年度は実験というか実証に至るということは聞いているんですけれども、その内容を見ると、拠点、今、村長が言われたように拠点づくりを役場に持って、とりあえず役場までをデマンドでやって、役場からは福島交通の定期バスを利用してもらうというようなことを聞いているんですけれども、まずその辺は私が言っていることが正しいのかどうか、お答え願います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

現在、計画策定の中で検討されておりますのが、1つの方法といたしまして役場周辺、この辺を1つの交通の拠点とする。ここから新白河駅あるいは白河厚生病院、そういったところの軸、ここの路線バスの本数を多くする、住民にとって使い、利用しやすい時間帯の設定とか、そういうところに交通の重点的などところというところを1つ考えております。

では、役場周辺まではどうするのかということにつきましては、議員からご指摘ありましたデマンド交通、そういったことも考えられますし、あるいは循環型バスということで、本数は少なくなるかもしれませんが、そういった方法などで、ここまでといいますか、役場周辺の拠点まで来れば、その先にはバスの本数が多く利用しやすい状況が生まれてくるのかなというところの考えで今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今の計画をちょっとお聞きしましたけれども、この計画では誰も利用する人がいないのかなと私は危惧します。今、高齢者が必要としているのは、停留所から停留所だけではなく自宅から目的地、要するにドア・ツー・ドアですね。それが求められているのであって、今の計画を聞きますと、今までの路線バスを利用しているのと何ら変わらないんじゃないのかなと私は思います。

今言われた計画をちょっと考えてみますと、デマンドか何かで自宅から役場まで来て、そこから定期バス、定期バスの本数を増やすと言っておりますけれども、これでは二度手間になってしまうと。結局役場まで来て乗りかえて、また普通の定期バスに乗っていくと、これではとてもとても村民が納得するような計画ではないし、私はこれは高齢者や交通弱者が利用できる地方交通システムとは到底思われない計画だと思

います。

この戦略の中、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは村でつくっておりますけれども、この中にも、高齢化の進行に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として公共交通の重要性が増大しており、公共交通の弱体が地域の生活に与える影響はこれまでより大きいものとなっております、そのような事態への対応策として公的な交通機関の確保が求められているというふうに書かれているんです。

先ほどの課長の答弁での西郷村のこれからの交通システム、そういったやつでは、今ここに書かれているような、私が前に言いましたようなことはとてもとても達成できないと思いますけれども、まず、こういう計画をどこで立案したのか、誰が立案したのか、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

ただいま申し上げましたのは1つの方法ということでございますが、中身的には地域公共交通協議会というのを立ち上げておまして、その中で意見をまとめていくということになっております。あと、先ほど申し上げました1つの方法ではございますが、これにつきましては今後この地域公共交通協議会、その中で意見を伺いながらまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） このデマンド型乗り合いタクシーにつきましては、私だけでなくほかの議員も何度となくここで質問していることなんですよね。内容的にはもう重々皆さんご存知だと思うんです。それが、何で本当に交通弱者と言われる人のドア・ツー・ドアですか、その計画が置いておいてこういった計画になっちゃうのか、私には到底理解できません。

今先ほど中島村のことを言いましたけれども、全国でこういった地方の交通システム、福島県では中島より先に保原町ですか、そういったところが既にもうこの計画で運行しているわけです。まず、こういった、担当者に、課長に聞きたいんですけども、こういったもう既に実施しているところに視察等に行ったことがまずあるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

先進地の事例ということで、インターネット等そういったことで調べてはおりますが、私自身、実際に現地視察ということはしておりません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） インターネット等で見ているということですが、まず本当に村民の声を聞いたのか、私は考えられないです。それで、ここにこのアンケートをやったと先ほど言いましたけれども、このアンケート、対象者が二十から50歳まで

となっているんですよ。本当の高齢者の、これからこれだけ新聞で連日報道されているんですよ。犠牲になっている人も相当いるんですよ、先ほど言いましたけれども。高齢者ドライバーによる事故ですね。それで、じゃ西郷村で地方創生で総合戦略の中で交通弱者のどうするんだと、高齢化社会に向けて、そう言われている中で、今、西郷村でこんなわけもわからないような計画を立てる、私は考えられません。わけのわからない、ちょっとお待ちください、まだしゃべっているんですから言わないでください。

わけのわからないということはちょっと言い過ぎかも知れませんが、ただ、これだけ議員の中からも出ていて、地方交通を何とかしたいというのに、今言われた計画ではとてもとても納得できないし、また、財政面でも今、福島交通に委託して村内をバスで走らせていただいておりますけれども、それだって年間約3,000万円かかっているわけですよ。それと、平成25年10月からですか、高齢者の外出支援をやっていますけれども、これは大変当初より相当利用する人も増えている、利用している、増えているということは、それだけ高齢者が交通の便がないということなんです。

これも、登録してそれを利用することができるんですけども、週に1回しかこれは利用できないという、それも通院か買い物かどちらか1回しか利用できないんですよ。これができたんで、相当利用している人も増えて便利になっていると思うんですけども、でも、まだまだこれでは足りない。この予算が年間1,200万円なんです。そうすると、もう4,200万円これだけ出ています。さらには、障害者の福祉タクシーとか、もろもろのものが出ていると相当の予算が今出ていると私は思うんです。

この金を、デマンド型乗り合いタクシーにすれば、中島村でお聞きしましたけれども、現在は1,700万円、村の補助ですよ。当初、デマンド型をやる前は約2,700万円と言っていましたか、1,000万円くらいでこれで財政的にはよくなったと、デマンド型タクシーをやるによってね。そういった結果も出ていますんで、ぜひもう一度そういった先進地に視察に行って、計画を練り直して、本当に村民のニーズに合った、高齢化社会に向けた、西郷村に向けたデマンド型乗り合いタクシーをぜひやっぱり実施していただきたいと思うんですけども、再度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員がおっしゃっているのはよくわかります。最終的にタクシー型というふうになるわけですね。そうしようということで、みんなタクシーに乗るような形になればお金が膨大になって、その中間に中島の商工会でやっているあのデマンド型バス、200円、300円があるわけです。

そもそも、この路線バスがいっぱい、今より交通路線網がいっぱいあって、それからバスの運行も今より多かった。なぜか、やっぱり自家用車が少なかったからということがあって、あの時代はそれでよかった。今は自家用車が増えてきたということで、乗る人が少なくなってきた。路線バスの維持はこれから大変だろう、基本的にこうい

う考えがあるわけです。

そうしまと、その代替策といいますか、もう一つは、自家用車で行ける人はいいと思います。それから、親が送ってくれるところ、あるいは近隣がバックアップしてくれる人がいれば、まだこれもいいわけです。最終的に、なかなか友達もない、あるいは親兄弟、子ども、そういったことがバックアップできればいいということがあれば、これはこれでいい。最終的にどこが残るんだろうといったときに、この路線バスあるいは今のデマンド型のタクシーのようなドア・ツー・ドアで行けるもの、これが一番いいわけでありますが、その途中には多分いろんな要素が入ってきます。大都会であれば、やっぱり交通網がいっぱいあるので自家用車は要らない。逆に、中島はともかく、東京あるいは人口減少社会では、もう既にそういった形が進展して、そして駅あるいは診療所あるいは役場、そういったところとそれから郵便物あるいは宅配、いろんなものがセットになって、そしてそれが65歳以上のリタイアした人の安全の免許を持っている人、あるいはそれに準じる人が請け負ってやっているという事例もいっぱいあります。

これは、やはり公共交通網で対応できないもの等、それから最終的に歩けない、あるいは免許がない人をどうしていくかということへのやっぱり近づき方になるわけです。全部できれば、これがこの先、タクシー券を配るといった話もありましたですね。多分、ほかに手が無いといった場合には、そうするしかなくなるんだろうと。それも、やり方によっては乗り合いにするのか、あるいは中継点をつくっていくのか、あるいは先ほど課長が申し上げた一旦乗りかえすとか、いろんなバリエーションが出てきます。

この際、やっぱりどういったことが、最終的にはほかの代替的な案がなければ今のところに行くわけですが、そこに行くためにはやっぱりお金とそれから仕掛けが必要であります。今までは、やはり公共交通機関は福島交通さんに委託してバスをやる、補助金を出す、そういった形でありました。さらには、そのほかの多くの高齢者の外出のバスも今どうしようもないといったものについては試している。この中間、あるいはそういったものができないかというのが現在のやっぱり研究のテーマであります。

全部、タクシー並みの最高のドア・ツー・ドアにはそう簡単にいけまいと、それはお金も、あるいは仕掛けも、あるいは事業者もといったこともありますので、これもいろいろ協議の中においてしていくということにあるわけであります。

ただやっぱり、本当に誰も助けてくれる人が周りにいないと、それから、買い物の日常生活がうまくいかないという分についてはやっぱり議員提案のような形も当然必要となってきますので、その組み合わせといったものが今いっぱい案としてあるわけでありまして。その1つの分でちょっとなかなか難しいといった話もありましたが、いろいろご意見を聞いたり、あるいは先ほど申し上げた事業者その他いろんな関係機関がありますので、いろいろご意見を伺って、どのチェイスが一番ベストなのかということに対応していきたいというのが今の状況でございますので、いろいろご提言のことにつきましては、当然この議論の中に入れてやっていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、村長が言われていることは、既にもうわかっていることかなと私は思います、ここまで来て。それで、せっかく西郷村にも屋内の温水プールが1月からオープンするというので、そういったことも、そこに行きたいと。でも、車がなければ行けないんですよね。じゃ、今、村長が言われたように親とか兄弟とか、周りに助ける人がいるかと、今もう高齢化社会で本当に老老世帯がたくさんあるわけですよ、西郷村でも。ほとんどはそういう世帯になっていくわけ。私たちなんかもう前期高齢者に入りましたけれども、そういった意味では、もう車がなかったら、免許が返納したらばもう動きようがないんですよ。

やっぱり今回プールができるので、介護予防にも私はなると思いますよ。そういったところにも、やっぱり毎日誰にも気兼ねなく行って、電話1本でその目的地まで行って、また帰りも電話1本で帰ってこれると。プールに行けばみんな友達もできる、それが介護予防にもなるんですよ。そういうことを考えれば、いろんなことをシステムとかあると言いましたけれども、そういった話はもう過ぎているのかなと私は思うんですよ。

高齢者の、当然村長だっているいろんな人と接しているんで、村民の方とも接していると思うんですけども、高齢者の人に聞くと、私も相当聞いていますけれども、もう車の免許がなくなったら、私はここで過ごしていけないと言うんですよ。ましてや東京のほうから西郷村に移り住んだ人もたくさんいます。そういった方は、もう西郷ではこのままのシステムでは住んでいけないと、もう東京に帰るしかない、そういった意見が相当聞かれています。私もゲートボールなんかもやって今、そういった東京から移り住んだ人とか原発事故で西郷村に避難してきている人なんかもゲートボールを一緒にやっておりますけれども、そういった意見が本当に今一番の話題かなと。

今ここで村がそういった交通システム、デマンド型乗り合いタクシーシステムに踏み切らないと、じゃ今回、先ほど計画しているようなことで出発してしまえば、じゃまた今度交通システムを変更しようとしても、またこれ二、三年では変更できないんだよね、一回やってしまうと。今回が本当にチャンスかなと私は思うんで、ちょっと長くなりますけれども、最後にもう一度村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、そのとおりです。やっぱり免許を返上する人が、これは自動的に団塊の世代がそういう時期に来ているということもありまして、お話はそのとおりだと思います。

ただ1点、やっぱり自分で行けるうちはこれやるということがあって、どうも本当にどうにもならんといったものについては当然必要だろうと私も思っております。ただ、ダイレクトにどこまでできるかというのが今回の研究のテーマで、それがベストを探すということでやっていきたいと思っております。議員がおっしゃられるように、ドア・ツー・ドアでいつでもどこでもとなるのは当然それが一番いいことだと思

いますが、そこに行き着くまでにダイレクトに行けるのかどうかが一番の今回のテーマでございます。

いろいろ考えて、このご意見は承っておりますので、さらに先ほどのいろんな意見あるいは事業として成立するためのことをさらに詰めてまいりますので、引き続きご指導よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ぜひ、そういった方向ではもう一度考え直してやっていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

今、日本を取り巻く子どもの貧困は大変深刻な事態になっております。厚生労働省の調査では、子どもの貧困率は16.3%と6人に1人が困窮に直面していると言われております。ひとり親世帯に絞ると、2人に1人が貧困状態であることが明らかになりました。親の経済的な困窮から学習などの機会が失われると、将来、子どもも貧困に陥るといふ貧困の連鎖につながると懸念されております。

民友新聞においては、つい先日まで子どもの貧困について連載されておりました。また、県内でも貧困家庭を支援しようとする動きも出てきております。このため、国や自治体では貧困解消に向けた早急な対応が求められております。支援制度の充実と見直しが早急に求められておりますけれども、このような背景から、子育て支援について何点か質問をさせていただきます。

まず1つ目として、就学援助制度についてですが、就学援助制度には生活保護世帯や低所得者世帯を対象に、小・中学校の入学準備費用、学用品や給食費、修学旅行費などを援助するための就学援助制度があります。要保護世帯として国保負担法による支援と、それに準ずる程度に困窮している世帯については各自治体が就学援助制度の認定基準を決めている準要保護世帯があります。

まずはじめに、就学援助の項目と項目ごとの金額をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 7番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

今、議員さんおっしゃったように、就学援助制度の内容についてですが、まず、この制度は学校教育法の第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないとされていることを、このことに基づきまして、村では今ありましたように要保護児童・生徒、それから準要保護ということで対応しておりますが、要保護というのは、今お話があったとおり生活保護世帯でございまして、これに関しましては教育委員会に係る部分としては修学旅行費の補助を実費額を支給しております。国庫補助として2分の1の補助をいただいておりますが、参考までに平成27年度の実績では小・中学校合わせて4世帯8名がこの要保護の認定となっております。修学旅行費の該当は小・中それぞれ1名ずつございまして、小学校のほうには5,400円、中学校費として6万4,918円を補助しているところです。

次に、準要保護児童・生徒に対しましては、三位一体改革によって平成17年度より国の補助が廃止され、市町村単独での実施となっております。今おただしにありました各項目ですが、まず最初に新入学児童・生徒学用品費として年に1回、小学生には2万470円、中学生には2万3,550円を支給しております。次に、2点目としては学用品費として、これは年3回に分けて7月と12月と2月、3回に分けて総額ですが、小学生には1万1,420円、中学生には2万2,320円を支給しております。3点目としては、通学用品費として、これも年3回に分けて、小・中学生ともに総額として2,230円を支給しております。4点目としては、校外活動費として、これは年に1回、宿泊を伴うものについて、小学生が3,620円、中学生には6,100円、宿泊を伴わないものについては小学生に1,570円、中学生に2,270円を限度額として支給しております。5点目として、学校給食費ですが、これも年3回、学期ごとに実費支給をしているところでございます。6点目としては、修学旅行費について、これは修学旅行別枠として小学校6年生と中学校3年生に対して実費額を支給しております。以上が援助項目と金額となっております。

参考までに、平成27年度の実績額を申し上げますと、小・中学校合わせまして112世帯、168名がこの準要保護認定となっております。援助費については小学校費が665万7,675円、中学校費が660万6,224円となっており、合わせますと1,326万3,899円という就学援助費を支給しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 項目の中に、入学準備金、これは入学準備金ではなくて名前がちよっと違うのかなと思うんですけれども、一緒に含まれていると思うんですけれども、その入学準備金としては幾ら見ているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 準要保護家庭においては、新入学児童・生徒学用品費として、今申し上げたとおり小学生に2万470円、中学生には2万3,550円を支給しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは要保護に準じて金額的には同じかなと思うんですけれども、要保護だと2万470円、小学校でね、国からのとなっておりますけれども、私の調べではですよ。中学校だと2万3,550円となっております。これには、入学準備金も当然含まれているという理解でよろしいでしょうか。

この入学準備金、当然この2万円ではとてもとても間に合わない。皆さんもご存知のように、小学校入学するときはランドセルや上履き、体操着、ピアニカ、筆記用具など、もう大変なお金が出ることとなります。ランドセルだけでも、聞くところによると最近では4万円を超えるというような状況であります。中学校におけると制服ですか、とりあえずもう中学校に上がると制服が必要だということで、制服だけで5万円近く必要になるということを聞いております。中学校等に入ると部活とか、いろんな

面も含めて10万円近く出費するよというようなことを父兄の方から聞いておりますけれども。

さらには文科省の調査、これは文科省で行っている調査結果ですけれども、入学時にかかる費用として小学生が5万3,697円、中学生が5万8,630円と文科省ではわかっているんですけれども、それにしてもこの小学校2万円、さらには中学校2万3,000円ですか、これではもう間に合わないということで、これは国会でも我が共産党議員から質問がありまして、その中で、当然文科省も、大臣もこれは認めているということで回答をしているわけです。とても入学準備金でこういった金では間に合わない、これは考えるべきだと、財務省にも文科省のほうから要請はしておくよというような回答を得ているんですけれども。

それともう一つ、問題になっているのは、この支給日が先ほど言われたように年3回ですか、7月と12月と2月でしたか、という支給日になっているんですけれども、結局入学するときにお金がもらえない、入学準備をするときにそういった入学準備金がもらえないと、こういった生活保護なり生活が厳しい世帯は、それでもう参ってしまうと。中にはランドセルを買えない、制服を買えないということで本当に悲惨な事故も起きていることはいろんな新聞等でも出ておりますけれども、この入学準備金だけでも、入学する前に、2月、3月時期に一時金という形かどうなるかわかりませんけれども、そういったときに支給できないかということなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 支給の額についてもちょっとお話があったんですが、生活保護いわゆる要保護世帯では、生活保護として保護費のほうとして一時扶助費として入学準備金が支給されておりますが、この額は村では小学入学時に4万600円以内、中学校入学時には4万7,400円以内が支給されていると、これは福祉のほうからちょっとお聞きしております。つまり、その要保護に準じるのが準要保護なものですから、やっぱりその額としてのその基準がどうしても半分程度というふうになっているのが状況だと思います。

それから、今おただしの支給時期ですが、現在の事務の進め方でいきますと、入学してから希望者といいますか、保護者から申し出をしていただいて、それを認定するわけですが、どうしても入学した後での手続のやりとりになっておりますので、4月前に支給するということがちょっと今は難しくなっている状況であるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 要保護世帯には一時扶助ということで、今申されましたように小学生4万600円以内ということで出されていると。要保護で出されている、これは一時扶助という形で出されているんですけれども、準要保護もそういったことで準じているのであれば、やっぱり村としても考えるべきだと思うんですけれども、もう一度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

現在、新入学児童に対する入学祝い金というか、そういう支給はしておりませんが、今、議員さんがおっしゃったようにランドセル等の購入等にお金がかかる事実もございますので、今後、新入学児童・生徒学用品を入学前に支給できるようにするためには、事務のちょっと進め方を検討していけば可能になることもあると思いますので、検討してまいりたいと思っております。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） そういったことも考慮して、入学前準備金を村としても出していきたいと、本当にありがとうございます。これは各自治体で、準要保護の場合は自治体で対応しなくちゃいけないんで本当は大変なことだと思うんですけども、我が西郷村の子どもを、本当にこれから西郷村を背負っていく子どもたち、もう入学するときから貧困状態で、ランドセル買えない、制服が買えないでは本当にみんなで村の子どもを育てていくという意味ではこういったことにお金は使って、やっぱりそれに対応した時期にお金を出していただければと思います。

それで、事例、いっぱい自治体でもうこういった入学前に支給している自治体もたくさん今出てきていますので、これは本当に全国的な運動にもなっていますので、よろしく願いいたします。

さらに、もうちょっとお聞きしたいんですけども、支給項目ですね、先ほど教育長のほうから申されましたけれども、この支給項目についても最近ではクラブ活動費やPTA会費、さらには眼鏡やコンタクトレンズ代、卒業アルバム代などにも支給している自治体も出てきているということで、さらにはもう、ある全国の話ですけども、教育費にかかる、義務教育にかかる費用は全て無料、完全無料にしているというようなところも、お調べになるとすぐ出てくると思うんですけども、そういったところも出てきているので、こういった少子化と言われている中で、ぜひ西郷村としてもそういったことで支援をお願いしたいなと思います。ありがとうございます。

じゃ、次、保育料の無料化についてお伺いいたします。

国は、今年度から年収300万円以下の世帯を対象に、第1子の学年に関係なく第3子を無料にし、第2子を半額としました。村としても今年度から第3子以降の保育料が年収に関係なく無償になりましたが、待機児童の解消や子育て支援の拡充など、十分な支援とはなっておりません。

福島県内では、自治体の7割余りが保育料減免策を実施しております。完全無料化を実施しているのは南相馬市、金山町、中島村、古殿町の4自治体です。また、2人目の子から無料にしている自治体は、本宮市、下郷町、大玉村など7自治体で実施しております。そのほかには、年長児を無料にするなどの保育料負担軽減の独自の減免措置を行ってきております。

村としても、2人目からの無料化や二本松などで実施している同時に2人入所している場合は2人目を無料にするなど、対策をとっております。村で実施しているのは、

今年度から、先ほども言いましたけれども、これは国の施策によつての対応であつて村独自ということにはなつていないのかなと思つます。所得制限を取つ払つたりということとは実施したとしても、まだまだ保育料の軽減を実施していつてはどうかと思つますけれども、そういったことについてお伺ついたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子育ての保育所についての無償化で、お話のとおりです。今の合計特殊出生率、日本、国としてどうなつていくんだらうといったときの一番大きな問題は、やはりこれまでどおり子どもたちの声が広まつて、各地域、あるいは家庭、そして次の世代がうまく回るといったことが果たして今のやり方でいいのかどうかということに今の日本はぶち当たつてつるという状況にあります。

どういつうふうに対応していくんだらうといったときに、前も申し上げました。当面、福祉はフィンランドをお手本にしようじゃないかと、前の森まさこ大臣のときにお聞きしました。当然、その次としてフランスといったものが少子化、社会に対する答えを出してつきた。今や2を超えてつるということでありつますので、そういった文脈で考えていきますと、やっぱり子育て、先ほど要保護、準要保護の話もありましたが、それらを含めて全て国家としてやっぱり子育ての問題については対応しなければならんと。

先ほど申し上げたフィンランド、北歐3国については、当然大学が終つて、そして就職できるまで国家が面倒見るとつることが打ち出されてつります。それをできるためにはどういつうふうになりますと、当然親の負担が出てくるわけでありつます。50%を超える所得税といったものも、当然のこととしてそれを受け入れている。さらには、消費税についても25%以上の国が多いことになつてつります。結局、どのような負担を持ってどう子どものために投資といつますか、税の配分、支出をしていくのかといった国家の体制が早く決まらなければならなかつまうかといつうふうに思つます。

しかし、それはほかの国でありまして、日本はどのように進んでいくのかといったところについても、今のお手本とする国、あるいは目指すべき施策についてもだんだん形ができつつあることにおいて、早くをこれをなし得るべきだと思つているのも議員ばかりではない。やっぱり地方自治体、全くそのとおり思つているわけでありつます。

今般の第3子につきましては、やっぱり消費税と連動する話が当然あつて、子育てについても対策費としてそのお金は回つてくるだらうといつう予測がありましたがつ、やはりなかなか消費税は上がらない。そして、いろいろ政策の優先順位をつけていつても、思つたようには出てこないことでありつます。私は、当然この子育て、あるいは先ほどのいろいろの問題については、やっぱり国家が相当ウエートをかけてくるだらうといつう予測を持ってつりました。その前提において先頭を切ろうと思つた部分がつ、先ほどの第3子の所得制限あるいは給食費の問題とか、やっぱりなるべくみんながそういった恩恵が早く受けられるようにといつう期待を込めてやつてつきたわけであり

まして、当然、その姿形がはっきりしてくるんであれば、もう少し先を行ってやっていきたい。当然ご提言がありました第2子あるいは第1子、そういったこと、あるいは幼稚園も含めて、あるいは給食費も、あるいはその他の先ほど申し上げた学用品費その他ですね、そういった部分についてもやっぱり早くやっていただきたいと、そういう思いがあって、いろいろお願いはしております。

そういうことが来るだろうという前提で、今いろいろ調べたり、あるいは対応していきたいということでやっているわけですが、今年の給食費と第3子のことについては、それに上乘せをして、今お話しのように第2子、ほかの町村もやってきているということもお話あります。当然、そういった方向も検討しているわけありません。ただ、早く国家がついてくるのか、あるいはその財源をどう調整するかという中においてこの順番が出てくるわけがあります。気持ちとすれば、そういったことの、やっぱり国が、あるいはそれを受けて自治体が子育ての万全の対策をしていくという気持ちは同じでございますので、こういった対応を順番的にやっていくかということを中心に考えながら、やはり親の負担あるいは子育ての支援といったものを形を出していければうれしいということで検討を加えてまいります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国任せではどうしようもないんで、今全国の各自治体で、西郷村も子ども医療費を無料にしたということなんです。消費税を上げても、本当に地方に回ってくるかというのと、そうではなくて、今の外国と比べると大変厳しいものがあるのかなと思います。

それで、保育費にかかる村の負担というのがあると思うんですけども、聞くところによると第1子で7,000万円くらいですか、第2子で1,000万円ちょっとということをお聞きしておりますけれども、これは今年度から、これは固定資産税の報奨金の廃止が上程されておりますけれども、この議案が可決されれば約1,500万円のお金が浮くということになるんで、こういったお金を本当に子育て支援に回すのであれば、第2子にかかる1,200万円ですか、負担金が、第2子にかかる保育料の、そういった意味ではこれを回すことによっても、すぐ第2子は西郷村は無料化できるというような条件があると思うんです。そういったところで、こういったお金を子育て支援に回す考えがあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子育てについては、やっぱり一番重要な部分でもありますので、それでやっぱり一般財源の使い方についてはいろいろ考えてみたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ですが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7 番藤田節夫君の一般質問を許します。7 番藤田節夫君。

○7 番（藤田節夫君） いろいろ手当を考えて対処していきたいということなんですけれども、ぜひ、あるまじに行きますと、企業を誘致して、その固定資産税を全て子育て支援に回すというような首長もおられますので、やっぱり村長もそういった意味では子育て支援、どこへ行っても問題になっていることなんで、ぜひそういった方向でかじを取っていただきたいと。

あとは、県段階で山梨県などは県でもう第2子まで無料にしているというところもあるんですね。そうすると、各山梨県内の自治体は第1子に対しても既に無料とか2分の1補助を出すとかいうようなことがもう既にやられておりますので、県に対してもやっぱり要請をして、補助を出すように要請していくべきだと思いますけれども、その辺のことをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 方向性は同じで、いち早くそれに到達したい。福島県もそうであればやるべきだと、当然だと思っていますので、いろいろ相談をしてみたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○7 番（藤田節夫君） 次、児童扶養手当の毎月支給についてお伺いいたします。

児童福祉手当は、ひとり親家庭などの児童が健やかに育つよう生活の安定と自立の促進を図るために支給されるもので、児童扶養手当法に基づき支給されております。ひとり親世帯の貧困率は54.6%と全体の貧困率が16.3%ですから、非常に高いことがわかります。つまり、ひとり親家庭の2人に1人が貧困状態にあります。

現在、児童手当の支給時期が毎年4月、8月、12月の3期にそれぞれの前月分を支払うことになっています。4月に支給される分は、前年度の12月、1月、2月、3月分とまとめて支給されるため、毎月の生活が非常に困難であるとの声が聞かれます。このような公的資金のまとめ支給について、村としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまの質問にお答えをいたします。

児童扶養手当は、主に父母が婚姻を解消した等の児童を監護している母または父を受給資格者として支給するもので、村は認定請求内容を確認し、県に進達、県で審査決定後、受給者への振り込みを行うものでございます。ただいま議員ご指摘のとおり、毎年4月、8月、12月の3回にまとめて支給をされるものであります。

この3回を毎月にはできないかというおたがしでございますけれども、支給月については先ほど議員がおっしゃられたとおり法で定められているものであって、村の立場ではこれを変えてというようなことはお答えすることができないというふうなことになります。しかし、収入の波による生活の不安定化を回避する上で、ひとり親世帯に

おける児童扶養手当の重要性から、法改正を待たないで毎月支給を実現する仕組みを考えている先進的な取り組みの事例なんかもあるようなので、受給者の要望等も考慮しながら、今後調査、検討をしてみたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは公的なことで、ちょっと難しいということですが、全国的に見ると、こういったことも4か月分一時おりるんですけれども、それをプールしておいて毎月に分けて支給しているというような自治体もあります。この本当の目的は、ひとり親家庭の生活を安定させるための支援です。一人で子育てをしていくためには、正社員はもとより、まともな仕事につくには大変厳しい環境に置かれております。パートのかけ持ちなどで生計を立てている人が大半です。手当が毎月支給されるようになることで、少しでも家計のやりくりに見通しが立てやすくなるとしたら、子どもたちの生活も安定してきます。

ある自治体では、児童扶養手当が毎月支給されるように検討を始めた地域があります。村においても、県に対して毎月支給されるように要請すべきではないでしょうか。また、ひとり親家庭の困り事や就労状況、家庭の状況等を把握して、貧困の連鎖がないように見守っていく必要があると思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話はそうなるのが望ましいと思いますが、1つはやっぱり国家財務省とか、いろいろやっぱり資金運用とかいろいろあるだろうと思います。ただ、別な点も今あるということも今お聞きしました。当然、それも含めて、そのほかのことも今、議員言及されましたので、そういったことを含めて、いろいろ担当できる部分とお話をしてみたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 担当と話をしてやっていくということなんで、ぜひこのことについても検討していただきたいなと思います。

時間の関係上、次に移らせていただきます。

次に、待機児童についてお伺いいたします。

待機児童問題は、保育園に落ちた親による怒りのブログをきっかけに国会でも取り上げられ、一気に社会問題化されました。働くお母さんたちにとっては、子どもさんが保育園に預けることができないことはまさに死活問題です。村においても、毎年のように待機児童が発生して問題になっています。

まずはじめに、現在の待機児童の現状について伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

現在の待機児童数についてお答えします。12月1日現在で待機児童数は29名ということになっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 現在29名いるということで理解しますけれども、それで、来年

度の入園申し込みを既に行ったと聞いておりますけれども、その申し込み状況ですね、来年度の申し込み状況、さらには希望している保育園もわかれば園ごとにお願いたしたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

先日、受け付けをしました入園申し込み者数、村内の5つの保育園で合計で535名となっております。内訳を申し上げますと、みずほ保育園が191名、まきば保育園210名、川谷保育園118名、すこやか保育園12名、まきびと保育園4名、この合計で535名となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 535名、現在申し込みがあるということですがけれども、現在の保育園の定数についてお伺いたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

現在の村内の5保育園の定員は、合計で453名となっております。内訳を申し上げますと、まきば保育園165名、みずほ保育園160名、川谷保育園100名、すこやか保育園18名、まきびと保育園10名の453名となっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） そうすると、定数が453名で来年度の申し込みが535名となると、相当な数が待機児童になるということですがけれども、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいまのご質問ですが、結論的にまず申し上げますと、先ほどの535名、定員の453名でありますと単純に80名以上の待機児童となるのかということになると思うんですが、結論的に申し上げますとそういうふうにはならないというふうに考えています。といいますのも、保育園の定員なんですが、面積基準等に余裕があつて保育士の配置基準等を満たせば一定の許容範囲内で定員を超えて入園させることが可能ということでもあります。ただ、安全や保育環境を考えれば極力定員を超えないことが理想であります。現在はその入園申し込みが定員を大きく超過している状況であるため、弾力的な運営をさせていただいているということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今のお話ですと、面積基準に余裕があるということですね。保育士の配置基準を満たせば定員を超えて入園させることができるということで理解してよろしいでしょうか。

それでは、面積基準とか保育士の配置の基準を満たせばということなんですけれども、実際にこの基準を満たして入園できる人数は何名くらいになるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

毎年の入園者の構成等によっても違いが出ますが、例えば今年の場合で申し上げますと、現在496名の園児が入園をしている状況でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 現在、496名入園していて、待機児童が29名いるということ
で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） そのように理解をしていただいて結構だと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） そうすると、今年度のは来年度の入園申し込み人数が現在
535名ということで、この面積基準に余裕があったとしても待機児童が出ると思う
のですが、そう理解してよろしいのですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

来年の入園申し込み者数が現在535名ということでありまして、来年の入園許可
を今年と同程度仮にしたとしますと、今年の現在入園しております園児数496名を
引きますと単純に39という数字が出てくるんですが、申し込み者が全てその入園要
件を満たしているかどうかということは現在今審査中でありますから、はっきりと何
人超過という、何人待機となるということは現時点ではお答えすることができませ
んけれども、今年と同程度か、また若干待機児童数が増えるのではないかというよう
な危惧は持っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 審査中で、実質的な人数は出ていないということですが、
これは増えるという可能性も当然あると思うんですよね。そういった場合、毎年出
ている待機児童は来年度も出るということだと思えるんですけれども、これについて
は何か現在のところ対策はあるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをします。

当面の措置としましては、現在の保育施設の中で、先ほど申し上げた面積基準等も
ありますから、クラスの配置がえ等も考慮しながら面積が満たせる部分を極力つくっ
て、そして、正式に保育入園というふうにもしいかない場合にあっては、一時保育な
どの基準を一時的に緩和しながら、正式には入園ができないまでも一時預かり等で
対応していくというようなことになるかと思えます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 一時預かり等で対応していきたいということですが、就労
しているお母さんたちは一時保育ではちょっとまずいわけですよね、誰が見てもす
ね。一時保育等で対応するということですが、これはどう考えているか私もわからな

いんですが、この一時保育で通年預けられるということによろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをします。

通常の一時保育という事業ですと、その保護者の就労形態とか、あるいは病気とか、そういった理由でというふうなことで、それぞれ預かれる基準も決まっておりますが、どうしても一時保育にかけるにもかかわらず入園できないということになりますと、大変希望者の方々にご迷惑をかけるということになりますので、ある意味緊急避難的な措置になりますけれども、当面基準を緩和して、もちろん先ほど申し上げた安全基準等は満たした上で、可能な限り対応していくというふうな考え方でいます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ちょっといま一つわかりにくいところがあるんですけども、この一時保育を利用して通年預けるということと理解しますけれども、これで来年の待機児童は解消できるのかということは今のところはわからないということなんでしょうけれども、通年預けるとなると、一時預け等、その金額が保育料が変わってくると思うんですけども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

本来、入園基準を満たしているにもかかわらず定員等の関係で一時的保育となった方がもしいらっしゃった場合には、一時保育料についても減免等の措置を講じまして、保護者間で負担に不公平がなくなるような対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 減免等で保護者負担の格差がないようにしていくということですけども、来年度も待機児童は出ることは、これは間違いないのかなと思うんですけども、だからといって許容範囲が現在のところ決まっているんで、それ以上入れるといってもなかなか難しいと思うんですよね。ただ、その一時保育預かりを利用するとなると、当然保育士も新たに増員しなくちゃいけないという部分があると思うんですけども、そういったことで考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○7番（藤田節夫君） お答えをいたします。

一時保育と申しまして、やはり保育をするという立場でございますから、当然保育士の配置基準等がございますので、そちらを満たすような形ということになりますと、増員をして対応していくというようなことになると思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） どこの自治体もこの待機児童、大変な問題になっております。西郷村では平成31年4月から今計画されておりますけれども、新しい保育園ができるということですけども、その間、あと2年あるわけです。そういった意味では、一時預かりしかないのかなとこの2年間、しかしながら、現在保育を必要としている家

庭が当然あるんで、そういったところにも万全な体制というか、そういったことでやっていきたいと思いますが、基本的にこの新しい保育園ができるまで2年間、抜本的な解決策とはならないまでも、何とか待機児童が少しでも少なくなるようにやっていただきたいなと思います。

さらに、保育士が、今全国で保育士になる方がいないと、保育学校へ行っても保育所に勤めないという方が当然いますし、そういった意味では保育士の待遇、処遇改善なんかも必要かと思いますが、今後の策とそういった保育士の処遇についてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 保育の量と質を上げていくとなりますと、やっぱり保育士の確保が毎年ということになります。いろいろ福祉関係の処遇改善ということがあって、昨日も新聞に出ましたですね、2万円上乘せする話。そういったことも具体的に出ております。どのようにそれに見合ったことをいち早くできるのかということと今いろいろ考えているところでございまして、やっぱり質も量も手厚くしていくという方向でいろいろ検討してまいります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、9番秋山和男君の一般質問を許します。9番秋山和男君。

◇ 9 番 秋山和男君

1. 体育振興について
2. 一般行政について

○ 9 番（秋山和男君） 9 番秋山和男でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、体育振興についてお伺いいたします。

甲子高原子ども運動広場の平成 28 年度の利用状況についてでございますが、昨年、子どもの運動する機会の確保及び運動能力の回復及び住民の健康の増進及び体力の向上を図る目的で甲子高原子ども運動広場が完成いたしました。まずはじめに、平成 28 年度の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 9 番秋山議員の一般質問にお答えいたします。

ただいま平成 28 年度の利用状況とのことでございますが、今年 4 月から 10 月までの利用人数につきましては、陸上トラックの利用が 141 団体 5,679 人、多目的広場の利用が 25 団体 2,441 人、両施設の同時利用の重複分でございますので、そちらが 8 団体 2,079 人、こちらを除きますと実際、延べ 158 団体で 6,041 人となります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9 番秋山和男君。

○ 9 番（秋山和男君） それでは、質問を続けます。

ただいま利用状況について説明がありましたが、その内容についてもう少し詳しくお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

利用者の詳しい内訳でございますが、地域別に見ますと村内者の利用が 2,090 人、率にいたしまして 34.6%、県内者の利用が 1,050 人、同じく 17.4%、県外者の利用が 2,901 名、48.0%の利用となっております。また、年代別に見てみますと、中学生以下が 3,246 人、率にして 53.7%、高校生が 1,159 名、19.2%、大学生が 1,349 名、率にして 22.3%、その他一般で 287 名、率にして 4.8%の利用となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9 番秋山和男君。

○ 9 番（秋山和男君） かなりの人数が利用されているのでほっとしているところがございますが、では、使用料はどのくらい村に入ってきたか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

使用料についてでございますが、各種公共団体や高校生以下が使用する場合など、免除規定に該当するものを除きまして利用料金を納入していただいております。

10月末現在の利用者に係る使用料は40件で6万600円となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 先ほどの利用状況の説明で、利用者の大半が高校生以下であるので使用料が少なくてもしょうがないような気がいたしますが、さらに利用者を増やし、さらには収入も上がるように利用拡大を図っていてもらいたいと思います。

そこで、現在、利用者拡大のために広報、PR等、ここが重要と思っておりますが、現在どのような取り組みをしているか、お答えをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

利用者拡大についての広報、PR等についてのご質問でございますが、利用者拡大に向けましては、現在パンフレットを作成し、首都圏近郊の陸上部並びに駅伝部がある各大学、高校へと案内をしております。また、今年、白河で開催されました白河駅伝競走大会の監督者会議などにおきましても、県南陸上競技協会を通しましてパンフレットを配布させていただいております。さらには、合宿の里づくりの推進の一環といたしまして、大学等への合宿誘致を兼ねてアンケート調査、また、こども運動広場を利用して民間の合宿のために宿泊した場合などの助成金の交付などの取り組みを行っております。

さらには、村ではございませんが、那須甲子青少年自然の家、キョロロン村でも独自に誘客活動に力を入れていただき、協力いただいております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 次ですが、甲子高原こども運動広場のこれからの利用について、各小・中学校の学校対抗の運動会または記録会等を実施する考えがあるか、お伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 9番秋山和男議員の一般質問にお答えいたします。

現在、小学校におきましては、西白河地区の学校が一堂に会して行う陸上競技会、また、それを白河のカタールスポーツパーク陸上競技場で行っております。また、中学校においては、ご存知のように東西白河の学校が集まって行っている陸上競技大会が同会場において行われております。

各学校の実態から申しますと、このような各種の学校行事等々がかなりありまして、授業時数の確保を、授業時数というのは1年間に確保できる時数が限られておりまして、それを確保するためにはいろいろな学校行事を今精選をしている状況でございます。さきに述べました体育的行事に加えて、今お話のありました村内の学校対抗による運動会とか記録会等を新たに実施するという事は現状として大変難しい状況でございます。

甲子高原こども運動広場につきましては、これまで東邦銀行陸上部による陸上教室

とか、それから、今年度は小学校の特設陸上クラブの練習や、各学校で行っているセカンドスクールという、1週間、那須甲子青少年自然の家を使って行っている、そういう活動の中で利用したり、また、川谷小・中学校ではクロスカントリー大会等を同会場で行ったり、そのような利用が図られております。

学校行事として増やすということがなかなか難しいので、今後、地域の行事やそのほか、そういう取り組みもお考えいただきながら、甲子高原こども運動広場の利用が促進されますよう、教育委員会としてもいろいろ働きかけていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 再質問をいたします。

現状と利用状況は大体把握いたしました。しかし、まだまだ甲子高原こども運動広場の認知や利用は不十分ではないかと思っております。村条例では、子どもの運動する機会の確保及び運動能力の回復並びに住民の健康の増進及び体力の向上を図るための運動広場が設置されております。一昔前には、小学校対抗のソフトボール大会やフットベースボール大会などが行われていました。今は、各学校の交流も少なく感じます。また、保護者間の交流も少なくなっているのではないかと感じております。保護者参加による各種競技、例えば玉入れ競技とか綱引き、これを人工芝の中で行ってはどうか、また、この立派な施設を有効に活用していただきたいと思っておりますが、利用についての考えを再度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） これまでお答えしてきたように、各小学校では小・中学校、特に小学校では行事ではないんですけども、いろいろな陸上の練習とか、そういうことでの活用を図っているところがございますが、教育委員会といたしましても今後、村の校長・園長会などと協議をして利用促進を図るとともに、保護者や地域に対して村の広報紙等での利用についての周知を図ってまいりたいと思っております。

なお、教育委員会主導ではなくて、各種関係団体の発案による利用などがもっともっと行われると大変ありがたいと思っておりますが、その際には教育委員会といたしましてもバックアップしてまいりたいと思っております。

今、交流ということでは、全小学校の6年生が集まった合同宿泊学習を行って、2泊3日ですが、行っております、そういう意味での交流があるんですが、今後その2泊3日のメニューの中に、こども広場を利用したそういうレクリエーションといえますか、そんなこともできるのではないかと今思っておりますので、いろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 総括といたしまして、これはなかなか学校教育では難しいと理解しました。しかし、社会教育では教室等を開いてできると思っておりますが、お伺いをいたします。

例えば、スポーツ少年団との対抗の運動会とか競技ができればと思っているんです

が、その辺について質問をいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今、社会体育等でのということのご質問をいただきまして、生涯学習課の担当の者ともいろいろ検討をしているところですが、何分いろいろ行事とか教室等も結構やっております、なかなか手が回らない状況ではあります。ただ、先ほども申し上げましたが、いろいろなそういう各種団体が独自の発想、発案でやっていくのは大変大事だと思っておりますので、今ご指摘いただいた中で働きかけをしながら、活用のさらなる促進を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番秋山和男君の一般質問を許します。9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） それでは、午前中に引き続きまして質問を続けます。

次に、受付業務についてお伺いいたします。

現在、甲子高原子ども運動広場については、那須甲子青少年の家または新甲子温泉組合が受付業務を行っていると思っておりますが、聞くところによれば思うように予約ができないとか、また、受付利用に関して不便を来しているようでございます。村としてはどのように考えているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 9番秋山議員の一般質問にお答えいたします。

甲子高原子ども運動広場につきましては、現在、甲子高原子ども運動広場利用管理協議会に業務委託を行い、受付業務をしていただいているところでございます。当協議会は、甲子高原子ども運動広場の利用及び施設の管理について、円滑かつ適正に行うことを目的といたしまして、昨年、施設の利用開始に合わせ、甲子、新甲子温泉の各宿泊施設と那須甲子青少年自然の家が会員となり発足し、この協議会の中で協議した結果、自然の家さんに事務局をお願いすることになった経緯がございます。

昨年度は8月からの利用開始であったものですから、利用の予約が重なるということとはあまりございませんでしたが、今年度につきましては特に7月、8月、夏休みの期間に予約が集中しまして、受け付け時のその予約の調整にかなり苦勞されたと伺っております。このため、村といたしましては、協議会会員の皆様と協議いたしまして、1団体の利用時間を1回当たり2時間とするなど、多くの団体の利用が図られるよう一定のルールづくりを行ってきたところでございます。

また、甲子高原子ども運動広場の設置目的や那須甲子青少年自然の家での受付業務を行うことは、公金の取り扱いや予約の調整等にいろいろちょっと課題があるものですから、来年度以降は当該施設の所管事務を商工観光課か生涯学習課に移し、受付業務も村民体育館等の管理業務とあわせまして一元化し運営していきたいと今検討しているところでございます。どうぞ、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） ただいま、1回当たり2時間との利用の説明がございました。

2時間では練習にならないのではないかと思います。また、遠方から合宿に来て2時間しか利用できないのであれば、来てくれないだろうし、または利用者減になってしまうと思いますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

サッカーとか野球とかと違いまして、陸上の練習時間は大体2時間、長くても3時間と言われております。実際、去年の利用状況を見ますと、1回当たり1時間半とか2時間というのが大半を占めておりました。こうしたこれまでの実績等を踏まえまして、また、今現在、条例上、使用料の料金も2時間単位と定められておりますので、1回当たりの利用時間を2時間とさせていただいたところでございます。

なお、村内の民間の施設に宿泊した場合、運動広場を利用した場合につきましては1日4時間、あとまた共同利用とか含めると、それ以上の時間が利用できますので、遠方から来られた方につきましても練習にならないということにはならないかと考えておりますので、どうぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） さらに質問を続けます。

先ほど、受付業務も村の体育施設とあわせて行うことで検討されているとのことですが、恐らく体育館で一括して管理するのではないかと思います。また、利用開始して1年余りしかたっていないのに、受付場所も変わるというのはいかがなものかと思っておりますので、お伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

来年度以降の業務に関しましてはまだ現在検討中ですが、村民体育館、多目的広場等の他の体育施設と業務を一体的に行うことによりまして経費削減が図られます。また、複数の体育施設の予約が同時に行えたり、利用者の使用料の納付がそこのできるなど、利用者の利便性も高められることが考えられます。また、クラブハウス等の鍵の管理に関しましても、自然の家さんに協力をいただきまして、仮に利用者が鍵を紛失してしまった、わざわざ下までおりにくるのが大変なものですから、自然の家さんで鍵が借りられるなど、利用者にも不便を来さないように、その対応できる体制を今検討しておりますので、どうぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） それであれば、利便性を考えたとするならば、体育館じゃなくて村で直接受付業務をすることができないのか、再度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

土日、祝日の利用を考えますと、役場で直接受付業務を行うことはやはり効率的ではないかと考えております。やはり、一元化して委託して業務を行うことにより、効果的なおかつ円滑的に予約等スムーズに業務が行えると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） また、陸上トラックの周りには水飲み場がなくて不便を来しているとお聞きしております。なぜ、水飲み場を設置しなかった経緯はわかりませんが、クラブハウスまで水を飲みに行くというのは、あの階段を上って行って本当に大変だと思いますが、陸上競技トラック付近に水飲み場の水道を設置する考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

甲子高原こども運動広場は、利用開始から1年余り経過しておりますが、この間、陸上トラックの芝張り、シャワー室の設置等、利用者あるいは利用管理協議会からもご意見、ご要望をいただいております。今年度につきましても、車止め、あとは陸上トラック付近に荷物の置き場を設置したところでございます。

今おただしの水道施設につきましては、現在、クラブハウスの外回りに水飲み場、足洗い場は設置しておりますが、陸上トラック付近には設置しておりません。これは、飲料水、特に陸上練習のときの水分補給につきましては、一般的に利用者が各自スポーツドリンク等を用意してくるため、設置計画になかったものと認識しております。

なお、今後利用者から要望が多い場合には対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） ぜひ対応していただきたいと思っております。また、甲子高原こども運動広場については、甲子地区にあることから地元ともよく協議をして運用を図ってもらいたいということをつけ加えまして、体育振興については質問を終わります。

次に、一般行政について質問をいたします。

村民新年会のあり方についてお伺いをいたします。

村は、村民が一堂に会し親睦を図る場所として毎年、村民新年会を開催しております。私も毎年参加しており、来年も1月7日に開催するとのことですが、参加する予定でおりますが、実際に参加したところの率直な感想といたしまして、まず、毎年顔ぶれが大体同じで新しい人の参加が少ないように感じております。会のさらなる発展のためには何らかの対策が必要ではないかと感じておりますが、そこでこのことについて最初の質問ですが、近年の村民新年会の参加者数がどのように推移しているのか、

お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 秋山議員の一般質問にお答え申し上げます。

村民新年会の参加者数の推移についてのご質問でございますが、過去5年分の参加申し込み者数を申し上げますと、平成28年が251人、平成27年が250人、平成26年が254人、平成25年が247人、平成24年が246人となっております。その前5年間に關しても、参加申し込み者数が230人から240人の間の推移となっております。ほぼ横ばいで推移しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 質問を続けます。

最近の参加者数がほぼ横ばいであるということは理解いたしました。先ほども申しましたが、私は村民新年会に關しましては参加者が固定化されているのではないかと感じております。これまでの参加者に次回もまた参加していただくことが必要だと思います。これまで参加したことのない人が参加していただくために、アイデアが会の発展のために必要ではないかと思っております。これまで参加したことのない人からは、村民新年会は参加しづらい、そういった声が実際に私の耳に入っております。そういった声に対する対策を出していかないと今後の参加者の増加は見込めないと、ひいては会全体が先細りしてしまうのではないかと思っておりますが、そこでこの辺の対策についてお伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

参加者増のための対策ということでございますが、村では一応、現在の方法としては広報あるいは防災行政無線等で参加者を募りまして、また各種団体、そういったところをお願いをしております。毎回そういう形をお願いをしているわけですが、議員申されましたとおり参加者がなかなか増えないということでございますので、その辺は検討しながら、今後対策をまた練っていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 今、参加者がなかなか増えないということでございますが、例えば、村が補助金を支出している団体に対しまして、新年会を開催しますので団体から何名かの参加をお願いします。つきましては、参加者の名前をご提出くださいといった形で募集を行うと、参加者も増え、顔ぶれも毎回同じということがなくなり、結果として新たな人が参加しやすくなるのではないかと思います。この件についてどのようなお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 各種団体等の参加というご質問かと思いますが、先ほど申しましたように、各種団体には通知してお願いしてもらって参加を促しております。

すが、現状、その各種団体の方もいろんな団体に所属していたり、それからいろんな委員会に所属していたり、重複といった部分もございまして、実際その辺の重複を考えると人数が少なくなってしまう部分もございしますので、その辺は考慮しながら、極力参加者が多くなりますように、皆さんの意見を伺いながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） では、続いてお伺いいたします。

現在、村民新年会の開催時間は午後4時からとなっておりますが、午後4時からとなりますと、参加者をもっと早い時間から準備をしなければ間に合わないでしょうから、その日の午後にはほとんど別の予定を立てることはできないと思います。ということになりますと、開催時間を午後6時からに変更すれば、夕方までに別の予定を入れることもできる、また夕方まで仕事ができる方も仕事の後に新年会に参加することができると思いますが、参加者増につながるといった効果が見込まれると思います。このことについてどう思うか、お考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

村民新年会の開始時間でございしますが、現在午後4時ということで開催させていただいております。午後6時にしてはどうかとのご質問ですが、このことにつきまして、議員のご指摘の効果は確かにあるかと思っておりますので、今年度、もう既に予定は決まっております午後4時ということで案内しておりますが、来年度以降、それは考慮して午後6時への変更もあり得るかなと思っておりますので、その方向で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 前向きに検討していただけるということで、理解いたしました。

さらに再質問をさせていただきたいと思っております。

これも、実際に参加された村民からの声なのですが、村民新年会は来賓の方の挨拶が長く、それを待っているのが大変だといった意見を何度も耳にしております。このことにつきましてはどうのようなお考えか、お伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

このことにつきましては、若干事務局のほうでも直接そういった話を伺うところもございしますので、特に高齢者の方とか、そういった方も長時間立ったままで話を聞いていただくということも大変でございしますので、その辺考慮しまして、来賓の方には挨拶の時間を短くしていただくようお願いをし、あるいは代表の方の挨拶とか、そういった方向も検討してまいりますので、参加者に配慮してまいりたいと思っております。それで、この村民新年会、村それから議会、商工会、教育委員会の主催でございしますので、皆さんの意見も伺いながら、その方向は検討してまいりたいと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 大体は理解いたしました。やはり、村民新年会とうたっておりますので、村民が気軽に参加でき、また、そういった形を目指すべきだと思います。そのために配慮が必要だと思っております。そういった意見を申し添えて、このことに関する質問は終わらせていただきます。

次の質問についてお伺ひいたします。

質問の第2ですが、敬老会について質問をいたします。

敬老会につきましては、これまで一般質問でも何度か取り上げられております。9月定例会においても同僚議員が質問をしていることですが、確認をする意味で質問をさせていただきます。

さて、敬老会とは、高齢者に感謝し楽しんでもらうための催しのことであると認識はしております。村においては、これまで村民体育館などで長く実施をしてこられました。そして、今年度は初めて実施だと思いますが、ホテルサンルート白河での実施となりました。私も参加させていただきました。そのときに私なりに感じたことを、考えたことを今回一般質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、日程の変更についてでございますが、敬老の日を実施する考えがあるのか、お伺ひいたします。祝日であれば、孫などの家族に祝ってもらうことができるほか、送迎などの面でもメリットがあるのではないかと思いますので、その辺から最初にお伺ひいたします。これは、村長、お願ひします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 敬老の日を祝日にとということでどうか、そもそもはそういうお考えで始まったんだらうと、国民の祝日はそういう意味で始まったわけですね。なぜ、こう日にちを変えているのかと。基本的にはやっぱり家族が一番だらうと、まずは。そうしますと家族のスケジュール、あるいはいろんなことを組むときに、公的なものを入れてしまうと、さっき新年会の話もありましたですね。いろいろということがずっとあって、これまでは9月3日、4日から8日までということがあったわけでございます。今年のホテルのこともあって、いろいろまたお考えが出てくると思ひますが、やはりまずは家庭でといったことが今度は変更して、それがまた祝日当日でいいのかどうか、それからバスの手配とか区長様のこととか、いろいろお手伝いの皆様のこともありますし、やっぱりいろいろご意見を承っているいろいろな考えながらやっていきたいというふうに思っております。

日にちは本当に大事でありますし、最初は暑いとか、いろんな問題があつて、その他の経費がかかりましたですね。今回はホテルということも一つの選択肢の中で、結果いいということもございました、場所についてはですね。あとは、日にちの問題になりますので、ご提言を踏まえまして、いろいろ検討をさせていただきたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 今、村長より場所の設定についてでございますが、出ましたが、私なりに場所の設定については西郷第二中学校の講堂で行うことができないか、お伺いいたします。理由といたしましては、高齢者は村内の施設、特に学校施設等の利用する機会などがほとんどないため、孫の通学する学校施設でぜひ利用させてみてはどうかと思いますが、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言、ごもったも部分あります。どのようにご活躍の人を尊敬の念と、それからご慰労申し上げる部分と、それからさらなるご指導を賜ると、こういった意味を込めて、顕彰し、そしてお祝いをし、さらにお願ひするという場所がふさわしいか、同時に、これまでのことを振り返りますと、次の次代を担う芽もいろいろ見ておきたいとなりますと、ご提言の話がいろいろ重なってまいります。

固定するというのも一つの手ではありますが、多少バリエーションがあってもいいのかなど。いろいろ意見をお持ちの人がいますので、基本的にはやっぱり議員のご提言も当然でございますので、西郷村の敬老事業検討委員会、これまでいろいろご意見を承ってまいりましたが、やっぱりもうちょっと今話を広げて、深めていってはどうかという意見もございますので、そういったことも考えておりますので、議員のご提言もその中に入れさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 3番目のアトラクションについてでございますが、保育園や幼稚園、小学生の学習発表会的なものできないのか、お伺いいたします。孫が参加すれば、それを見に高齢者が参加してくれるのではと思いますので、そこをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子どもの発表を見るというのは、やっぱり非常にうれしい。子どもの成長を確認できます、あるいは隣の子どもであっても面倒見ているという人もいます。それも、いろんな先ほどの申し上げたバリエーションの中に入れてもいいのかなという気もいたします。ただ、それを所管する、あるいは親、あるいは学校、あるいは幼稚園、いろいろ協議して、ご協力いただけるという範囲内でやることも当然だろうと思っております。今年の夏まつりのときに、小田倉小学校のプラスバンド、何十人でしたか、50人がやったときにどぎもを抜かれましたですね。ああいったことが本当に見ている親にとってもすごいことであるということがわかりますので、子どもたちの出演についてもいろいろお願いして、できるものも取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君。

○9番（秋山和男君） 以上のことをお願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（白岩征治君） 9番秋山和男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇ 6 番 南館かつえ君

1. 「赤ちゃん駅」の設置について
2. 防災行政について

○ 6 番（南館かつえ君） 6 番、通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 点目といたしまして、「赤ちゃん駅」の設置についてお伺いいたします。

乳幼児を連れた保護者が、おむつがえや授乳に気軽に立ち寄れる施設です。子育て家庭の外出を支援し、社会全体で子育てを応援する意識を育むための事業の一つです。あるアンケート調査によると、1 番目といたしまして、「子どもを連れて外出する際、不便を感じますか」との質問に、感じると答えたママは何と全体の 92% でした。余り感じないは 1%。2 つ目の質問には、「乳幼児連れの外出ではどのような点で不便を感じますか」との質問には、おむつがえができる場所がないとか、授乳できる場所が少ないやトイレで自分の用が足せない、ベビーカーで入れない等々、621 人中 332 人が悩んでいる状況です。

これは全国の調査結果ですが、西郷村でも感じている保護者もいると思います。現在、村には役場庁舎内や文化センター内にはこういう赤ちゃん駅の設置はされていません。このような保護者のためにも、公共施設に赤ちゃん駅を設置し、安心して外出できる体制づくりをしなければならないと思います。赤ちゃんを連れて役場に手続きに来て、おむつをかえようとするときどうするか、自分の車に行っておむつがえをするしかありません。授乳も同じです。少しの時間で済むから、あまり利用する人もいないのということもありますが、このような場所があることも西郷村に住んでよかったと思えるのではないのでしょうか。

そこで、赤ちゃん駅の設置をする考えがあるか、お伺いいたします。

○ 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 6 番南館かつえ議員の一般質問にお答えいたします。

役場庁舎、文化センターの両施設におただしの赤ちゃんの駅ですね、これの設置やいかんということでございます。私も、お話を承るまであまりよくこの件は存じ上げておりませんでした。この際いろいろ調べてみますと、既にいわき市とか何かではロゴマークまでできておまして、全国的には相当進んでいるということでございまして、まことにお恥ずかしい次第でございます。

これまで、このおただしの件の内容につきましては、上野原の公園のトイレや甲子のねころんぼ広場のトイレ、このような趣旨の内容での整備はされていますものもありましたが、具体的に今のおただしのように、赤ちゃんを抱える母親といいますか、非常に大きい意味を持っていると思っております。

やはり、今後の少子・高齢化の子育ての中において最初にぶつかる問題でありますので、私もいつもこの役場の駐車場を見ていると、今、若いお母様方はおんぶにだっこに、そして軽自動車で役場に用足しに来ます。そうしますと、授乳している人もたまにいます。それは、哺乳瓶と同時に母乳の人もいまして、車の中でやっている人を見かけるときがありますが、実質はやっぱりおただしのようにそういったご苦労あ

るだろうと。

東京のデパート等につきましては、はなからこの問題については大きな関心があったらしくて、この前そういう関心の目を持って見てみますと、立派なやっぱりベッドとそれから休憩とそれから座る場所、あるいは水についてのことが整備されておりました、同時にエアコンディショナーがきいておりますので、まことにすばらしいものというふうに思っております。

今後、少子・高齢化として全面的な環境のバックアップをとするならば、議員おただしのとおり、こういったことは当然必要になってまいりますので、今後の庁舎あるいは公共施設の整備においても、この意を生かしてまいります。ご指摘の役場庁舎や文化センターですが、どういうところにおただしのスペースを見出していくのか、今後具体的に検討してまいります。さらに、いろいろ整備が今度必要になってくるとするならば、その中にはぜひこういったものも入れていきたいというふうに思っておりますので、さらにいろいろ情報の提供、ご指導賜れば幸いです。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） それでは、再質問いたします。

今、村長から答弁をいただきました。今現在の役場内を考えると、とても工事費や建設場所がないなど問題はいろいろとあると思います。でも、やっぱりあることによって大分子育てにも変わってくるので、ぜひ設置をしていただきたいと思います。

また、全国でも徐々に広がっている移動式の赤ちゃん駅というものを設置しているところもあるそうです。これは、イベントや講習会などに利用できるものです。赤ちゃん駅の設置が難しいのであれば、この移動式の赤ちゃん駅をぜひ設置してもらいたいんですが。これは移動できるので、月曜日から金曜日まで役場庁舎内に置いておいて、それで土日、もしイベントがある場合にはそこにその移動式のを設置していただければ利用できるかなと思いますので、ぜひこの移動式の赤ちゃん駅も取り組んでいただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしの件につきましては、ご指導いただいた、現在新潟市などの自治体の実質使っているということをお聞きしております。ご提言も踏まえまして、この実態あるいはそういうところを研究して、実現できるものについてはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 西郷村にも宅地も増え、もう平成31年くらいには保育園もできるということで、子どもの数も増えそうです。ぜひ、早目の設置をお願いいたします。

それでは、続いて2点目の質問に入ります。

2点目といたしまして、防災行政についてお伺いいたします。

先日も大きな地震がありました。西郷村は津波とかはありませんが、避難しなければならぬときもあります。いざというときのために、避難訓練や防災意識は常に心

がけていかなければなりません。村民全体の避難訓練は難しいと思いますが、学校関係ではどうなのか、小学校や中学校、幼稚園、保育園等、避難訓練はどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 6番南館かつえ議員のご質問にお答えいたします。

本当に、3.11以来、そういう防災に関する危機感が高まっていると思いますが、現在、村内の各小・中学校、幼稚園では、学校によって違いますが、年に2回から3回の避難訓練を実施しております。中身は、地震や火災などの災害を想定した訓練、また、不審者が校内に侵入したことを想定した訓練などを実施しております。

学校等における避難訓練は、教育の中では健康、安全、体育的行事という、学校行事の中に入っていて、各学校の教育課程に位置づけており、いわゆる正規の事業時数を確保して、実際に避難する訓練の後に全体指導やら、また教室に戻ってから事後指導などを行うようなことを行っておりまして、そのような教育効果を高めるようにしております。

また、保育園では、毎月地震や火災を想定した訓練を実施していると聞いております。また、不審者への対応につきましても、防犯教室として実施しているというふうに伺っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 小・中学校または幼稚園、年に2回、保育園等は月1回行っているということで、とてもよかったと思います。とても大事なことです。

そこで、子どもたちへの指導は誰が行っているのか、また、地震のとき、火災のとき、対応が違ってきます。このような場合はどのような対応をするのか、詳しく伺いたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

指導者ということですが、避難訓練は各学校や園、施設等が計画して行う行事ですので、基本的にはその指導は教職員や、そういう先生方で行っているところですが、避難訓練の内容によっては専門的な指導によって子どもたちの防災意識とか具体的な知識技能を高めることも狙って、消防署員の方また警察の方に講師としておいでいただいで実施するなど、関係機関との連携を図って実施しているところでございます。

また、訓練の中身について詳しくということですが、例えば火災を想定した訓練では、校舎内の火元となる場所を決めまして、その火元となっている場所から迅速に離れて安全な場所まで避難する、安全を確保するというところに重きを置きます。実際には煙による被害が大きいので、煙を吸わないように口にハンカチ、口を押さえて身を低くして移動するなどの指導を行っています。消防署の方に教えていただきながら、その後に消火器の使い方の訓練を行って、実際に子どもたちや先生が、訓練用の消火器なので水が出るんですが、そういうものを使った器具の使い方の訓練も行っております。

それから、地震を想定した訓練では、まず、やはり揺れによる物の落下や倒壊から身を守るということを第一にして、基本的には教室などでは机の下にまず身を伏せて揺れの収まるのを待つ。その後、火災とか閉じ込められるなどの2次被害が起きますので、そういうことに遭わないよう本当は建物から出て安全な場所まで移動するという事に重きを置いております。

なかなか地震の場合には臨場感を伴うのは難しいんですが、今現在、緊急地震速報がスマホなどで入ってきますね、ああいうものが入った後の避難までの順序なども大事にしながらやっているところです。

それから、不審者侵入、これも大きな事故が起きておりますので、この訓練も各学校で行っていますが、子どもが動揺することもありますので、その辺に注意を払いながら、不審者から安全に遠ざけるために、主に教職員がどのように動くかということについて組織的な対応に重きを置いて、職員間の連携、連絡体制などの確認をしております。やっぱり、職員室から遠いところで、教室などで起きますので、そういう情報をどう伝達するかとか、そういうことでの連携を重視した訓練を行っております。

また、実際に学校以外で不審者に遭遇したときのことも想定いたしまして、そのときの対応について子どもたちに具体的に教えたりすることも大事にしております。また、学校によっては警察署の方、お巡りさんに不審者役になっていただいて、そういう子どもの不安をあまりあおらない程度の緊張感を持った実効ある訓練をしているところもございます。

また、年間2回から3回予定されていますが、その中には子どもたちに事前予告をしないで避難訓練を行うとか、それから、東日本大震災で経験したように、子どもたちを保護者が引き取りに来るまで学校にとどめておいて引き渡す、そういう訓練も取り入れるなど、各学校が実情や社会情勢等を踏まえ、創意工夫して行っているところです。

今後は、村の地域性とか近年の状況を鑑みて、西郷村ですと火山の噴火とか台風による風水害などを想定した訓練も必要かと思いますが、限られた時間の中で訓練を実施していく必要があると考えております。ご理解賜るよう、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 詳しく教えていただいて、ありがとうございます。

何点かちょっと気づいた点があるんですが、地震の際、ほかの県でやっていたかと思うんですが、防災頭巾というものを何か婦人会の方々が作成をして、子どもたちに送るといふ何かものも前にちょっと聞いたことがあるんですが、西郷村は子どもが多いからどうかなとは思いますが、もしそういうのも募っていただければいいのかなというのもありますので、ぜひ取り入れてはいかがでしょうか。

また、不審者に関してなんですが、前にも私ここで提案をさせていただいたCAPプログラムというものがあまして、そのプログラムの中には不審者等々があらわれたときに大声を出すとか、そういったことも教えてくれる場もあるので、ぜひそうい

うのも活用していただければと思います。未来のある子どもたちのために、これからもよろしく願いいたします。

また、家庭でもそういう防災に関しての話し合い、防災意識を高めることもすごく大切なことなので、子どもたちが実際学校で訓練を受けたことを家に持ち帰って、両親とのコミュニケーションの場として、保護者の方々にも家庭での避難訓練をするように呼びかけてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） いろんな防災用品といいますか、防災グッズもあるので、その辺の研究は進めていきたいと思いますが、なかなか数も多いのですぐにとはいかないかもしれませんが、いろんなものを研究していきたいと思います。

また、家庭とのことですが、やはり各学校で学校便り等を出して避難訓練を実施したとか、そういうことをお知らせしていますので、やっぱり子どもによっては、今日訓練やったよとか、そういうことが保護者との間での話題になっていることもあると思います。なお、避難訓練を実施した後に、やはりお家に帰ってもう一度、家の人と安全確認をするなどのことについては、取り上げながら実施してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 一番はやっぱり子どもたちの命を守るためによりしくお願いいたします。

それでは、最後にひとり暮らしの方々の避難訓練についてお伺いいたします。

ひとり暮らしの方々の避難、誘導はどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 南館議員の一般質問にお答えいたします。

ひとり暮らしの方々の避難、誘導ということでございますが、実際3.11のときはそういう事態が発生したわけでございますが、その際には各行政区長、それから民生委員、警察、消防署、消防団、それから介護事業所ですね、また議員の皆様もご協力いただいたかと思いますが、周辺住民の皆様にご協力をいただきまして、安否確認、それから避難所への誘導などを行っていただいたところでございます。

また、それらの機関に、あるいは近隣で対応できなかった方に関しましては、当時役割分担として健康推進課のほうでひとり暮らしの方の確認を行っておりましたので、健康推進課の職員のほうで安否確認と避難誘導ということで行った経緯がございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 安全・安心な村づくりのために大事なことです。

そこで、今後の対応としてですが、前にも新聞等々で協定を結んでいるところとかあるということでしたが、その地域とか、どんな団体とか、おわかりになりましたらお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

協定の関係でございますが、ふだんからの見守りということで、災害のときにももちろん役に立つわけですが、健康推進課のほうではひとり暮らしの見守りということで、株式会社日本ウォーターテックス、郡山ヤクルト販売株式会社、それから県南生協、それと村内の各郵便局との協定ということで、高齢者に関する見守りの協定締結をしております。それで、今現在、新たにクロネコヤマトですね、ヤマト運輸株式会社、そことの協定締結も予定しているところでございます。

地区に関しましては、それらの事業所の業務の範囲ということになりますので、郵便局とかですと全世帯ということになるのかなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 見守り、続けていくことが大事だと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

あとハザードマップも震災後配られたと思いますが、多分、私もですが、あまり目を通していない現実があるので、そういったことも活用できるように何かいい知恵を絞っていただいて、自分たちの安全を守るためにも今後気をつけていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月8日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後1時54分）

